

ウェルネス 21

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業運営規程

令和6年4月1日

(事業の目的)

第1条 株式会社 ゆう が開設するウェルネス21特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な特定福祉用具・特定介護予防福祉用具（以下「特定福祉用具」という。）の販売を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担軽減を図るものとする。

2 感染症の発生及び、まん延防止等に関する取り組みを実施する。

3 感染症や災害が発生しても、必要なサービスが継続的の提供できる体制を構築する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ウェルネス21

(2) 所在地 青森県上北郡七戸町字道ノ上118-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売にあたるものとする。

(2) 専門相談員 2名（常勤）福祉用具専門相談員講習会修了者

専門相談員は介護を受ける側と介護する側の双方の心理を理解し、病状や障害の度合いを適切に見極めて、特定福祉用具の選定や使い方をアドバイスし、特定福祉用具販売の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日。ただし、土・日・国民の祝日、年末年始の12月30日から1月3日までは休業とする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。
- (2) 営業時間は午前10時から午後5時までとする。
但し火・金は午後4時までとする。

(特定福祉用具販売の提供方法)

第6条 特定福祉用具販売は以下の通りとする。

- (1) 特定福祉用具の販売にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
- (2) 特定福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録、カタログ等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売価格等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の購入に係る同意を得るものとする。
- (3) 特定福祉用具の納品に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うものとし、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- (4) 特定福祉用具の販売について、選択制対象福祉用具の提供に当たっては、作成した特定福祉用具販売計画書における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者の要請等に応じて、販売した特定福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

(取り扱う種目)

第7条 特定福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 入浴補助用具
- (3) 簡易浴槽
- (4) 移動式リフトのつり具の部分
- (5) 自動排泄処理装置の交換消耗部品等
- (6) 選択制による対象福祉用具

(販売価格等)

第8条 販売価格等については以下のように定める。

- (1) 特定福祉用具を販売した場合の販売価格は別紙目録、カタログのとおりとし、償還払い、受領委任払いのどちらにも対応する。
- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 25 キロメートル未満は、1000 円。
 - ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 25 キロメートル以上は、前号の額に 5 キロメートルごとに 200 円を加えた額。
- (3) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に要する費用について 5 万円を上限にその実費を徴収する場合がある。
- (4) 利用者の都合により、利用中の特定福祉用具の移動を行う場合には、「特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の重要事項説明書」のとおりの方の費用の支払いを利用者から受ける場合がある。
- (5) 前 (2)、(3)、(4) 項の方の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、七戸町・東北町・六ヶ所村とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 10 条

- (1) 事業所は、専門相談員の方の質的向上を図るための研修の方を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。
 - ① 採用時研修 : 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 : 年 1 回
 - ③ 認知症理解の方の研修
 - ④ 男女雇用均等法におけるハラスメント対策に関する適切な対策を講じる。
 - ⑤ 利用者の方の人権の擁護・虐待発生・再発防止の方のために適切な対策を講じる。
- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者の方の個人情報を用いる場合は利用者の方の同意を、利用者家族の方の個人情報を用いる場合は当該家族の方の同意を、あらかじめ文書で得ておく。
- (5) 衛生管理
 - ① 従業者の方の清潔の保持及び健康状態の管理を行う。

- ② 事業所の設備及び備品について整理・清掃を行い衛生的に管理する。
- (6) 規程及び目録等の備え付け
- ① 事業所の見やすい場所に運営規程を備え付け、サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう努める。
- ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う特定福祉用具の品目・品名・販売価格等を記載した目録等を事業所に備え付ける。
- (7) 特定福祉用具販売を求められた場合には、受給資格などを確認する。
- (8) 正当な理由なく特定福祉用具販売サービスの提供を拒まない。
- (9) 自社による特定福祉用具販売サービスの提供が困難な場合には、速やかに適当な他の特定福祉用具販売事業者を紹介する等の措置を講ずる。
- (10) 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
- (11) 利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具購入の目標・当該目標を達成するために、福祉用具サービス個別計画書を作成します。利用者、その家族に説明し、介護支援専門員の求めに応じ提出します。
- (12) 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供すると共に、利用者に計画変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- (13) 従業者に身分を証明する書類を携帯させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- (14) 苦情処理
利用者からの直接、又は市町村を通じて受けた苦情には、迅速かつ適切に対応する。後者の場合には、結果について市町村に報告する。
- (15) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 ゆう と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 19 年 11 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正（選択制の導入）